

## 平成 16 年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[ 特許法・実用新案法 ]

### 問 題

在外者甲、乙は、それぞれ独立に同一の発明イをした。甲は、イについて、日本国以外のパリ条約の同盟国 X に正規に特許出願 A 1 をした後、イを改良した発明ロについて、英語で、指定国に日本国を含む特許協力条約に基づく国際出願 A 2 をした。

A 2 は、A 1 を基礎にしたパリ条約による有効な優先権の主張を伴うものとし、特許協力条約第 19 条及び第 34 条に基づく補正はなされないものとする。

このとき、以下の問いに答えよ。

- (1) 甲が、特許出願とみなされた A 2 について、審査官による審査を受けるために行うべき手続に関して、留意すべき点について述べよ。
- (2) 乙は、イについて、A 2 の国際出願日に、日本国にいかなる優先権の主張も伴わずに正規に特許出願 B をした。特許出願とみなされた A 2 が特許法第 29 条の 2 に規定する「他の特許出願」であるとして B を拒絶するために、当該特許出願とみなされた A 2 が備えるべき要件について述べよ。

【 100 点】

### 問 題

2 つの請求項（請求項 1 及び 2）に係る特許発明について、請求項 1 に対して、特許法第 36 条第 4 項第 1 号の要件を満たしていないことを理由とする、特許無効審判が請求された。その審判手続において、いずれの請求項に係る特許発明についても、同法第 29 条第 2 項に違反していると考えられる事由が存することが、審決に至る前に判明した。

このような場合において、

- (1) 審判の合議体（審判長を含む。）は、どのような手続をとることが考えられるか、特許無効審判の審理構造を踏まえて説明せよ。
- (2) 被請求人甲は、無効理由を解消しようとするためには、当該審判において、どのような法律上の措置をとることが考えられるか、説明せよ。ただし、無効審判請求書の補正は、ないものとする。

【 100 点】